

今後、緊急避妊薬を販売・オンライン診療指針に基づく調剤を行うにあたり、薬剤師に必要な対応

医薬総発0918第2号・医薬薬審発0918第3号に基づき日本薬剤師会作成（2025年9月）

《START》

すでに、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく
緊急避妊薬の調剤に対応できる体制に

(注) 以下、この図で言う「調剤」は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づく緊急避妊薬の調剤のことを指します。

対応している

オンライン診療-調剤の研修会を受講済みであり、調剤に対応している
(厚労省一覧^(注))で氏名が公表されている

(注) 厚労省一覧：

オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html>

今後、調剤に加え、販売を行う

いいえ
(調剤のみ継続)

以下を行う必要があります。

- ・ 厚労省へ、今後も「調剤」のみを行う旨と、必要な情報を申告(速やかに)



【申告用ウェブサイト】（左記QRコードからもアクセスできます）

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_1xHlmkUmY-ldwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNL TEFCRFVKM1M4SIICOEtNQ0IRV0xMViQICN0PWcu

対応していない

オンライン診療-調剤の研修会を受講していない
(受講していても、調剤に対応しておらず、厚労省一覧^(注)にて氏名が公表されていない者を含む)今後、調剤・販売を行う
(いずれかのみの場合も同様)

はい

以下2点を行う必要があります。

- ・ 日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」の修了^{※1、※2}
- ・ 厚労省へ、「販売／調剤」を行う旨と、必要な情報を申告
 - ◆オンライン診療-調剤体制に対応済みで、本通知発出後も調剤対応を行う方は、上記研修修了にかかわらず、一旦速やかに、調剤を行う旨を申告してください。
 - ◆申告項目中「販売」にあたり必要な近隣の産婦人科医等との連携体制」の詳細は追って示されます。販売に関する申告は、連携についての通知後に申告が必要となることにご留意ください（調剤に加えて販売を行う方は、研修修了及び連携についての通知後、再度申告を行ってください）。

※1 既存の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修会」は、今後、日本薬剤師研修センター「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」に統合されます。
※2 「緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る環境整備のための調査事業」研究計画第Ⅱ期～（2024.9.25以降）に協力し販売に携わっていた薬剤師は、修了する必要はありません。